

給与支払報告に係る給与所得者異動届出書 特別徴収

1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度

※市町村処理欄 異動処理 (/)(/) 個人通知書 (/)(/) 整理簿 (/)(/)
調査票記入 (/)(/) 入力処理 (/)(/) 申告支援 (/)(/)

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

新潟県小千谷市長 あて 令和 年 月 日提出		住所(居所)又は所在地 〒		特別徴収義務者 指定番号		※市町村ごとに異なります	
フリガナ		フリガナ		宛名番号			
氏名又は名称		氏名又は名称		連絡先の氏名及び所属課、係名並びに電話番号		課・係	
代表者の職氏名		代表者の職氏名		氏名		氏名	
個人番号又は法人番号		個人番号又は法人番号		電話番号		電話 (内線)	
給与所得者				(ア) 特別徴収税額(年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額(ア)-(イ)	異動年月日
受給者番号(整理番号)	フリガナ	氏名 (旧姓)		円	円	円	異動年月日
氏名				円	円	円	異動年月日
生年月日	昭和・平成 年 月 日			円	円	円	異動年月日
個人番号注3				円	円	円	異動年月日
1月1日現在の住所				円	円	円	異動年月日
給与の支払を受けなくなった後の住所				円	円	円	異動年月日

異動の事由

- 退職
- 転勤
- 合併
- 休職
- 長期欠勤
- 死亡
- 会社解散
- 住所誤報
- その他(特別徴収不可)

異動後の未徴収税額の徴収

- 特別徴収継続
- 一括徴収(1月以降は必須)
- 普通徴収(理由)

※異動後の未徴収税額について、上記の1~3のいずれかに○を付してください。

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記載してください。

一括徴収の理由	徴収予定		
1. 異動が 令和 年 12 月 31 日 までで、申出があったため (月 日申出)	徴収予定月	徴収予定額	徴収予定額合計(上記ウ)と同額)
2. 異動が 令和 年 1 月 1 日 以後で、特別徴収の継続の希望がないため	・	円	円
異動者印	・	円	円

相続人の氏名等(死亡退職の場合のみ、ご記入ください)

氏名	続柄
住所	
電話	

※「9. その他(特別徴収不可)」を選択された場合は、次のいずれかの理由を必ず選択してください。

理由1	他の事業所で特別徴収が行われている(例:乙欄該当者)	勤続年数 年
理由2	給与の支払が不定期である(例:給与の支払が毎月でない)	
理由3	事業専従者(個人事業主のみ対象)	

◎転勤(転職)等による特別徴収届出書

新しい勤務先の特別徴収義務者指定番号 (※新規事業所の場合は「新規」とご記入ください)	課・係	新しい勤務先では	※市町村記入欄
新しい勤務先の住所(居所)又は所在地	氏名	月割額 円を	6月分 円 7月分以降 円
フリガナ	氏名	月分から徴収し、納入します。	月分 円 月分以降 円
氏名又は名称	電話	新規の場合は、いずれかを○で囲んでください。	
代表者の職氏名	電話 (内線)	納入書 要 ・ 不要	

【提出先】 〒947-8501 新潟県小千谷市城内2丁目7番5号 小千谷市税務課市民税係

御注意
4 新勤務先では最下段の事項を記載し、一月一日現在の住所(課税地)の市町村長に送付してください。一括徴収することが義務づけられています。
3 2 1 黒のボールペン又はペンで記載してください。転勤(転職)等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で本人から番号の提供を受け記載し、新勤務先に送付願います。ただし、給与所得者の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先では記載せず、新勤務先へ送付願います。また、前勤務先が個人事業主の場合、給与支払者の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先へ送付願います。
1 一月一日から四月三十日までの間に退職した人に未徴収税額がある場合には、一括徴収することが義務づけられています。